

富田 たく



日本共産党杉並区議団控室 電話：3312-2111(2319) FAX：3312-2610
 ホームページ：http://www.tomitaku.jp
 メール：info@tomitaku.jp ツイッター：@tomita_taku

毎年、税金で軽井沢のゴルフ場に出張、翌日には区長と職員が取引業者とゴルフ!!

10月4日に行われた決算特別委員会で私・富田たくは、『区長のゴルフ場出張問題』を取り上げ、出張自体が酒席（懇親会）、ゴルフコンペを目的にゴルフ場で行われている実態を追及しました。また、私の追及で旅費や懇親会費・宿泊費などの出張経費が毎年予算化され、区民の血税が使われている実態も明らかとなりました。

翌日のゴルフコンペに

毎年、区長と区幹部が参加

質疑では、区内経済団体の幹部会議がいつから群馬県の軽井沢高原ゴルフ倶楽部で行われていたのか、区長や区幹部職員は毎年何名が参加し、酒席やゴルフに誰が参加していたのかなど、この間の実態を追及しました。

区側の答

弁から、2017年からゴルフ場の幹部会議が行われ、毎年、区長と区幹部職員がゴルフ場に宿泊しアルコールを伴う懇



決算特別委員会で、質疑する私・富田たく。

次ページへつづく

■ 区内経済団体幹部会議に参加した杉並区職員

年度	出張経費 (税金から支出)	幹部会議 (初日午後)	懇親会・宿泊 (初日夜)	ゴルフコンペ参加 (二日目午前)
2021	15万5,139円	5人(区長、及び区幹部職員4人)	4人(区長、及び区幹部職員3人)	2人(区民生活部長、産業振興センター事業担当課長)
2020	14万5,830円	6人(区長、及び区幹部職員5人)	4人(区長、及び区幹部職員3人)	3人(区長、区民生活部長、保健福祉部長)
2019	18万3,500円	9人(区長、及び区幹部職員8人)	5人(区長、及び区幹部職員4人)	3人(区長、都市整備部長、産業振興センター所長)
2018	9万6,000円	6人(区長、及び区幹部職員5人)	3人(区長、及び区幹部職員2人)	3人(区長、地域活性化担当部長、産業振興センター所長)
2017	11万700円	5人(区長、及び区幹部職員4人)	4人(区長、及び区幹部職員3人)	3人(区長、地域活性化担当部長、産業振興センター所長)
2016年度以前	※2016年以前も、経済団体の会合は長野県の宿泊施設で行われ、翌日には近隣のゴルフ場で区長、区職員がゴルフコンペに参加していたことが質疑で明らかになりました。			

前ページからのつづき

親会と翌日のゴルフコンペに参加していた実態が明らかになりました。(前ページの表参照)

区長、及び区幹部職員は出張2日目に休暇を取得して私費でゴルフコンペに参加しているので問題ない、と主張します。

しかし、交通費や懇親会費を含む宿泊料などの費用は、毎年予算化され、私たちの税金から支出されていることも明らかとなり、出張自体が懇親会やゴルフを目的に行われていたのではと疑惑が膨らみます。

団体指定の宿泊費は 区の規定の2倍以上

質疑のなかで出張経費の詳細についても明らかにしました。

今年の区幹部会議の宿泊料は1人2万5000円。この金額は区内経済団体から指定されており、区長はじめ参加した区職員の分は区の予算から支払われます。

その内訳は宿泊費が1万5900円、懇親会費が8000円、会議費が1

■杉並区の宿泊料規定と、支払った宿泊料

役職	杉並区の宿泊料規定	区内経済団体が指定した宿泊料	
区長	14,900 円	25,000 円 (宿泊費 15,900 円、懇親会費 8,000 円、会議費 1,100 円)	条例の規定より1万円以上高い
職員	11,800 円		条例の規定の2倍以上も高い

※杉並区の宿泊料規定は「杉並区長等の給与等に関する条例」、「杉並区職員の旅費に関する条例」より抜粋。

100円で
す。(上表参照)
杉並区の出張経費は条例で定められており、1泊の宿泊料は食事代込みで区長が1万4900円、職員は1万1800円です。特殊な手続きでこの基準以上の支出が認められますが、基準の2倍を超えるような金額を団体の言い値で税金から支払うことは問題です。

利害関係者とのゴルフは 倫理規定違反!!

区が発注する仕事を受託している事

国家公務員倫理法・規定の条文(抜粋)

■国家公務員倫理法 第一条

「国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図る」

■国家公務員倫理規定 第三条

「職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。」「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。」

■国家公務員倫理法 第四十三条

「この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」

業者と旅行やゴルフを行うことは、たとえ割り勘であっても、国家公務員倫理規定で明確に禁止されています。さらに、今年の参加者である区民生活部長は、阿佐谷地域区民センターの指定管理者選定委員であり、選定委員会を欠席して出張に参加していません。翌日のゴルフでは、同施設の選定に申請した事業者社長と同じ組でプレイしています。選定実施要綱には、申請事業者が区の担当者と故意に接触した場合は失格、との規定があります。しかし、区は対象の事業者は団体の役員という肩書でゴルフをしたので、区の利害関係者ではないと強弁し、この問題に蓋をしようとしています。党区議団は引き続き、区政のゆがみを取り除くため全力を尽くします。

日本共産党発行



日刊 ●月 3,497円
日曜版 ●月 930円

スcoop連発!!
政治の真実を伝える!

【ご購入の連絡先】

◇日本共産党 杉並地区委員会

TEL : 3314-5551

FAX : 3318-1492

2021年 事業者向けのアンケートを実施しています!!

コロナ禍での事業活動の実態を調査しております。簡単なアンケートですので、ぜひご協力ください。

